

甲府法人会たより



撮影場所【長野県北安曇郡白馬村の大出公園】(写真提供：役員)

めざします。企業の繁栄と社会への貢献



令和4年4月

第154号

題字 高野会長



主な内容

巻頭役員寄稿
新春講演会
社会貢献活動
令和4年度事業計画
法律相談
税務相談
会社のための税情報

巻頭役員寄稿

税制委員長に就任して



公益社団法人 甲府法人会

副会長 小林 成光

昨年度から甲府法人会の副会長と、さらには担当委員会として税制委員会の委員長に就任いたしました小林です。どうぞ宜しくお願いいたします。

「税のオピニオンリーダー」として、企業発展を支援し、地域振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する」との法人会の理念に基づき、税制改正に関する提言活動に注力していきたいと思っています。

税制委員会の取り組みは、地域経済の担い手であります中小企業の活性化と公平・中立・簡素な税制になるよう提言するため、全国法人会総連合が作成した「税制改正に関するアンケート調査」を通じて会員の皆様から税制に関する様々な意見

要望をいただき、その回答結果とご意見をもとに甲府法人会の税制委員会、さらには山梨県法人会連合会の税制委員会にて議論を重ねてまいります。「税制改正に関するアンケート調査」は、会員の声を反映した提言の作成に際して、非常に大事な意見となります。一つでも多くの意見をいただくことで、今後のより良い税制にむけてのアプローチにつながると思います。是非、皆様のご意見をお寄せいただきたいと思っています。

この「税制改正に関する提言」は、最終的には全国法人会総連合の税制委員会にて議論され、次年度の「税制改正に関する提言」が作成されます。そしてこの提言を全国法人

会総連合では財務省などの関係省庁や政党に、そして山梨県法人会連合会では山梨県選出の国会議員や山梨県と山梨県議会に、各法人会では市町村長及び市町村議会の議長を訪問して、この提言内容を丁寧に説明させていただき、その実現を図る努力をすると同時に法人会の活動内容を公にアピールしています。法人会は行政等に「税」について意見ができる数少ない団体の一つです。今後も、その時々々の社会環境に沿った税制のあり方というものを念頭において活動していきたいと思っています。



税制委員会

話は少し変わりますが、私が長年携わってきた、法人会の青年部会の

最近の取り組みを紹介します。少子高齢化社会の進展などの社会構造の変化への対応が急務であるなか、全国法人会総連合の青年部会連絡協議会を中心に「法人会出版健康経営」を全国の青年部会及び青年部会の会員企業に推奨しています。これは「財政健全化のための健康経営プロジェクト」と題し、「企業の活力向上による税収の増加」と「適切な医療利用による医療費の適正化」に寄与するというものです。例えば、従業員の健康管理に努めることや、病院ではジェネリック医薬品の処方希望するなど、できることから始めようというものです。国家財政の歳入・歳出の一体的改革の取り組みである「社会保障制度」についても、積極的にかかわることで社会保障給付費を抑制することにつながるのではないかと思います。

このように法人会では、今後の税制のあり方と財政の健全化という歳入・歳出の両面から国や社会に貢献する取り組みを重ねようとしています。今後とも会員の皆様のご協力をお願いいたします。

(株式会社小林製作所

代表取締役社長

新春講演会を開催



年頭の挨拶を述べる高野会長

1月17日、甲府記念日ホテルにおいて新春講演会を開催しました。前年に続き、新型コロナウイルス感染対策として、オンライン同時配信も行いました。ご来賓には長崎知事、山梨県内の税務署長、経済団体などをはじめとする招待者の皆様と会員を含め150名の出席とオンラインで100件の視聴をいただきました。



講演する飯田准教授

ターコロナの成長にむけて」と題して講演いただきました。コロナ禍における地域経済への影響や地域再生が日本経済の生命線であることなど、とても分かりやすくお話しいただき、参加者の皆様には有意義な講演になりました。

例年、同日開催している「新年賀詞交歓会」は前年に続き感染拡大防止のため中止しましたが、来場者は短い時間ではありながらもお互いの近況などの情報交換を図られていました。



浄財を渡す飯島女性部会長と岸本監事

社会貢献の一環として女性部会では、年間を通して行事開催の際に募金活動を行い、部会員から多くの浄財が寄せられました。寄せられた浄財は3月25日に飯島女性部会長、岸本監事が山日YBS本社を訪問して、公益財団法人山日YBS厚生文化事業団に寄託し、ウクライナの人道危機救済金として役立てていただきました。

女性部会員から
寄せられた
浄財を寄託



閉講式

令和3年度の「源泉部会講習会」は1月21日に最終講義を行い、昨年6月にスタートした全6回の日程を終了しました。初級講座・上級講座ともに6回全てに出席した皆様に修了証書と記念品を贈呈しました。

令和4年度も同講習会を実施いたします。源泉徴収事務の初めての方から経験の長い方まで幅広く受講していただけますようお願いし込みをお待ちしております。

23名に修了証書を授与

令和3年度の
「源泉部会講習会」
が閉講

公益社団法人甲府法人会 令和4年度事業計画

●基本方針

1. 「税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する」との理念のもと、「税制改正に関する提言」「会員の研鑽を支援する」「研修活動」、地域振興やボランティアなどの「地域社会貢献活動」を大きな3つの柱として活動する。

2. 支部ブロックの活動を強化し、組織力の強化と会員増強に取り組む。

3. 児童・生徒を対象とした租税教育活動の充実を図る。

4. 税務行政の円滑な運営への協力と納税者の利便性向上の観点から、マイナンバー制度の定着とマイナンバーカードの普及促進、e-Tax（国税電子申告・納税システム）、eLTAX（地方税ポータルシステム）の利用促進に強化して取り組む。

5. （一社）山梨県法人会連合会（以下「県連」という）との連携

6. 強化を図る。

公益法人としてのガバナンスの確保、財務基準の達成に取り組む。

●主な事業計画

I 公益目的事業

1. 税に関する事業

(1) 税知識の普及・税の啓発活動

① 新設法人説明会

新たに設立された法人を対象に、税務上必要な申請届出等の手続きや、事業開始に際しての法人税法上の留意点等について正しい理解を促すことを目的に開催する。

② 決算法人説明会

決算月を迎えた法人を対象に、税制改正事項等決算手続きを行うにあたっての留意点等を説明し、適正な法人税等の申告が行われることを目的に開催する。

・「消費税インボイス制度」の説明を同時に実施

③ 源泉部会講習会

源泉所得税の適正な徴収を行うため、改正税法の要点や経理事務において留意すべき事項等について、実務担当の資質向上を目的に開催する。

・ e-Tax のほか、eLTAX（エルタックス・地方税ポータルシステム）による地方税の申告・納税の手続きの説明を実施

④ 年末調整等説明会

甲府税務署管内の全事業所を対象に、給与所得者の一年間の所得税額の確定と正しい申告および納税を目的に開催する。

⑤ 税務研修会（各支部ブロック、部会関係）

各支部ブロック、青年部会・女性部会で税制改正事項をはじめ様々な税に関する研修テーマを取り上げ、税に関する理解を深めるとともに、正しい税知識を身につけることを目的に開催する。

・ インボイス制度、電子帳簿保存法など

・ 新設法人に対して、税及び経営に関する内容のシリーズの研修

⑥ 税務関連セミナー

・ 法人税確定申告書の仕組みや作成方法など
・ 各種補助金と税制優遇制度や

節税のポイントなど

⑦ 税務に関する教材・資料の配付・活用

⑧ 企業の税務コンプライアンス向上のための取り組み

⑨ 租税教育活動

甲府税務署管内の児童・生徒を対象に、税の大切さを学んでもらうため、甲府税務署の協力を得て、以下の活動を実施する。

・ 青年部会・女性部会主管による小学校での税金教室
・ 青年部会主管による租税教育イベント

・ 「小学生の税に関する習字展」
・ 「税に関する絵はがきコンクール」

⑩ e-Tax・eLTAXの利用促進

e-Tax・eLTAXの普及定着を様々な機会に広く納税者にPRする。

⑪ 「税の無料相談会」の開催

東京地方税理士会甲府支部の協力を得て、会員、非会員を問わず、法人個人の税務全般に関する無料の相談会を開催する。

⑫ 「全国青年の集い」及び「全国女性フォーラム」への参加

(2) 税制改正提言活動

地域経済の担い手である中小企業の活性化と公平・中立・簡素な税制に関する提言を行うため、会

員その他から税制に関する意見要望を汲み上げ、県連経由で全法連が取りまとめた「税制改正に関する提言」を首長、議会議長に提出し、その実現を図る。

① 税制に関する調査研究

② 税制改正に関するアンケート等の実施及び要望書の提出

③ 法人会全国大会（税制改正に関する提言を確認）への参加

④ 税制改正事項の実現のための要望活動

(3) 広報活動

① ホームページによる租税関係情報の広報

ホームページのリニューアルを行って掲載内容の充実を図り、各種研修会等を広く一般に公開する。またマスコミ等も活用し、研修会等の募集案内を行う。

② 「甲府法人会たより」の発行

税に関する情報や公益事業活動を中心に編集した広報誌「甲府法人会たより」を年4回発行する。

③ イベント会場におけるの広報活動

税についての理解と啓発を促すことを目的に、法人会オリジナルの税金クイズを実施し、PRグッズを配付する。

④ 電光広告、ラジオ広告等の利用

大型ビジョン及びラジオ広告などを利用してe-Taxの利用促進、確定申告の早期手続き等についてPRする。

2. 地域社会貢献事業

(1) 本会主管活動

① インターネットセミナーの活用推進

② 福祉施設等への寄贈活動

③ 青少年育成体験教室

（少年サッカー・税金教室）

④ 県連事業への協力

・スキルアップセミナー（女性社員向け）

・新春講演会

⑤ その他セミナー等の開催

(2) 青年部会・女性部会主管活動

① 福祉施設等への寄贈活動

② 「富士山フライン作戦」に参加

③ 福祉施設への慰問活動

II 収益事業等

1. 収益事業

(1) 不動産賃貸関係

① 公益目的事業の財源を確保するため、自己所有資産である甲府法人会館の一部および駐車場、賃貸、会館の維持管理運営

② 登録有形文化財である甲府法人会館の見学希望者への対応
③ 山梨県フィルムコミッション等への協力

2. 会員支援事業等

(1) 福利厚生関係

経営者大型総合保障制度等の推進

経営者や従業員の病気・事故等を保障する法人会独自の福利厚生制度により、会員企業の福利厚生制度の充実と経営の安定化を図るため、一層の普及推進に努める。特に経営者大型総合保障制度（大同生命保険とAIG損害保険のセット商品）は、全法連が中心となって令和3年度にスタートした法人会福利厚生制度50周年キャンペーンの柱であり、積極的な推進を図る。アフラック生命保険のがん保険等についても引き続き普及推進に努める。

(2) 会員の支援・増強関係

組織の充実強化を図るため、会員の維持と増強を目標として組織ぐるみ（地域単位、業種・業界単位）の活動を推進し、財政基盤の安定化につなげる。

① 新規加入会員増強運動の実施

② 法人会福利厚生制度協力3社、税理士会への会員獲得協力要

請の実施

③ 退会防止策の検討及び実施

④ 税務当局等との交流実施

税務当局との相互信頼関係の強化とコミュニケーションの醸成及び会員間の異業種交流を目的に交流会等を開催する。

⑤ 支部ブロック・支部・部会での研修の実施

支部ブロック・支部・部会主催で、支部の会員や部会員の親睦と相互理解を深め、見聞を広げることが目的とした研修を実施する。

III 会務運営事業

1. 各種会議の開催

(1) 定時総会、理事会、正副会長会

(2) 総務委員会、広報委員会、税制委員会、研修委員会、厚生委員会、組織委員会

(3) 源泉部会、青年部会、女性部会の各役員会

(4) 支部ブロックの役員会

2. 外部団体との連携

3. 全法連事業及び県連事業への協力等

4. 事務局体制の見直し

法律相談

事業承継と遺留分に関する

権利の行使



古屋法律会計事務所

弁護士 古屋 俊仁



「甲は株式会社Aの代表取締役としてA社を営んでいる。甲には妻乙と長男丙、次男丁がいる。丙はA社の専務取締役をしており、丁はA社と関係のない東京の会社に勤務している。A社の株式は甲が60%、妻乙が20%、長男丙が10%、次男丁が10%をそれぞれ所有している。甲は長男丙を後継者とし、その

承継がスムーズにいくように、長男丙に甲所有のA社の株式60%とA社が事業用に使用しているB土地を長男丙に与える旨の遺言をし、令和2年3月5日死亡した。上記の株式及び土地が甲の遺産の大部分であったため、丁は遺留分に関する請求をした。妻乙も丁に同情し協力的である。A社の株式とB土地はどのようなのでしょうか。」



1 遺言で遺産を特定の者に与えることを遺贈といいますが、遺言者の死亡により遺言の効力が発生し、本件の例ではA社の60%の株式とB土地は長男丙が取得することになります。しかし、丁または乙が遺留分に

関する権利を行使（これを遺留分減殺請求といいますが）すると、遺留分を侵害した部分について遺贈は一部が無効となるものとされているため、遺贈された遺産は遺留分権利者と遺贈を受けた者との間で、共有となることとなります。共有となつ

た株式の株主権の行使方法は株主権を行使する者1人を共有者全員が定めて会社に届け出なければなりませんし、不動産が共有となつた場合、その管理は多数決でまた処分は全員の合意がなければできません。株主権を行使する者を決めるのは簡単ではありません。この部分について遺産分割をするのと同じくらい困難です。

しかしながら、このようになることは、遺贈の目的財産が事業用財産であった場合には円滑な事業承継を困難にするものであり、また、共有関係の解消をめぐる新たな紛争を生じさせることになります。事業承継後の経営に支障が生じ、遺言者の意思が全うされません。

もつとも、遺贈を受けた者は、遺留分減殺を受けるべき限度において、遺贈の目的物の価額を遺留分権利者に弁償して返還を免れることができる（旧民法第1041条）ことになつていますが、その価額の決定と弁償するのには相当の期間を要しますので、その間は事業承継後の経営に支障が生ずることは変わりません。これが事業承継とそれを阻害する遺留分減殺請求という大きな問題であります。

2

遺留分制度は遺留分権利者の生活保障等のため、遺言によっても奪うことのできない権利の保障制度となっており、このような制度趣旨に照らせば、遺留分権利者のために遺産の一部について共有状態にするまでの必要性はなく、遺留分権利者に遺留分に相当する価額を返還させることで十分であるのではないかと考えられます。そこで、民法を改正し、遺留分に関する権利行使により遺贈の一部が当然無効となり、共有状態が生ずるという改正前の民法の規律を見直し、遺留分に関する権利を行使することにより、遺産の共有状態とはならず、金銭債権が発生することとしました（新民法第1046条第1項）。したがって、従来の問題は解消し、あとは金銭の支払いについての苦労が残るだけとなりました。本件では、甲所有のA社の株式とB土地の所有権は遺留分の権利の行使がなされても、丙のものであることは変わりません。したがって、株主権の行使もまたB土地の管理処分も丙が単独ですることができます。

この改正により、従来は遺留分減殺請求権と称していましたが、改正後は遺留分侵害額請求権と称する

ことになりました。

旧法下では遺留分減殺請求がなされると、遺産分割協議をしその協議が成立するか、または価額弁償を選択してもその価額が確定しそのうえ弁償されるまでは、共有状態が解消しませんが、新法下では遺産分割協議をする必要はなく、遺留分侵害額の支払いが終了しなくても共有状態にはならず、事業承継がスムーズに行われることになりました。

③ しかしながら、遺留分侵害額が多額になる場合は遺贈を受けた者はその金銭の準備をすることができない場合もあります。支払いがなされるまでは遅延損害金が発生するというのはいへんな場合もあります。そこで、新法では遺贈を受けた者の負担が過大なものにならないようにするため、裁判所は、遺贈を受けた者の請求により、金銭債務の全部又は一部の支払いにつき相当の期限を許与することができるとしています（新民法第1047条第5項）。

ところで、金銭請求を受けた者が直ちに金銭を準備することができない場合、その支払期限を延ばすだけでなく、金銭債務の支払いに代えて遺贈された目的財産を給付す

ることができる旨の規定の新設についても検討されたが、採用されませんでした。しかしながら、当事者の合意で代物弁済として遺贈された財産を給付することは、譲渡所得税等の発生が考えられますが、可能であります。

④ この改正法は平成31年（2019年）7月1日以降開始する相続から適用されることになっています。平成31年7月1日より前に開始した相続については、改正前の法律を適用することになっています。具体的には、平成31年7月1日前に死亡した者の相続については、平成31年7月1日前に遺産分割等が終了したものはもとより、平成31年7月1日までに遺産分割等が終了していないものについても旧法が適用されることになっています。

本件は令和2年3月5日に相続が開始された事案ですので株式及びB土地の所有権は後継者丙が取得し、あとは金銭債務の支払い問題が生ずることになります。

以上、事業承継と遺言及び遺留分に関する権利行使という重要な改正ですから紹介することにしました。

パズル・四字熟語

※空いているマスに漢字を入れて、四字熟語を完成させましょう。すべて完成させ、タテに読むと、また別の四字熟語が完成します。なんだかわかりますか？

①

① 我独尊
紫電 ② 閃
問答 ③ 用
④ 律背反

②

艱 ⑤ 辛苦
先制 ⑥ 撃
⑦ 可抗力
孤城 ⑧ 日



税 務 相 談

「泡の出る色とりどりの甘い アルコール飲料」は悪者か？



東京地方税理士会 甲府支部

税理士

圓井 隆司

さて、日頃、税制改正や税法解釈などの解説をお届けしている甲府法人会たより「税務相談」ですが、今回は、ホッと一息、コーヒータイムならぬリカータイムとさせていただきます。

私は、平成時代の30年余り、国税局、税務署で、長く酒税の仕事に携わりました。その際の課題への取り組み等について、当時感じたことなどをお話しできる範囲で紹介させていただきます。

1 お酒の課題あれこれ

おそらく、甲府法人会にもお酒に関係する事業者の方はたくさんいらっしゃると思います。まず、お酒の製造業者……山梨県でしたら、日本一のぶどうの産地ですので、ワインの製造業者がたくさんおられると思います。ほかに日本酒、クラ

フトビールなどでしょうか。次にお酒の販売業者では、卸売業者、小売業者がおられます。次には、お店でお酒を提供する飲食業の方ももちろんお酒に関係する事業者です。

お酒の業界、お酒に関しては、いくつかの課題があります。その中で最も重要な課題は「酒税の保全」というものです。これは、酒蔵から出

荷されたお酒に係る酒税に滞納などがなく、歳入として適切に国庫に入ることです。ただ、現在、酒税収入は、全税収の2%足らずであり、約100年前に40%、昭和20～30年代に10～20%を占めていた時とは「酒税の保全」の重要度に違いがあります。

次の課題としては、お酒はアルコール飲料であることから、未成年者飲酒防止（令和2年から「20歳未満飲酒防止」と呼ぶことになったようです。）やアルコール依存症問題があります。未成年者の飲酒は、医学的に心身の成長に悪影響を及ぼすことや、成人であっても過度な飲酒は健康を害することなどを国民に周知しています。

3つ目の課題は、お酒の安売り問題です。スーパーやディスカウントストアなどでお酒がとても安い価格で販売されていることがあります。しかし、なぜいけないのでしょうか？物が安いことは消費者にとっては良いことです。実は、これは先ほどの「酒税の保全」に関係するのです。例えばあるディスカウントストアがお酒の安売りをしたことにより、適正な利益が得られず、そのお酒の仕入先への買掛金の支

払いが滞ったとしましょう。これがお酒の出荷元にまで影響し、売上代金が回収できないとすると、その代金に含まれる酒税分も回収できないということになります。これがお酒の安売りが業界の課題の一つであるという理由です。しかしながら、先ほども触れたように、酒税収入の占める割合を考えるとどうでしょうか……。

ただ、安売りが問題であること、理由は、「酒税の保全」だけではありません。未成年者飲酒防止やアルコール依存症問題にも関係があります。お酒があまりに安いと、未成年者にも簡単に買える商品となります。し、過度の飲酒を煽ることにもつながります。

さて、最後の課題は、お酒の需要振興、中小酒類業者の業績向上支援、若者の飲酒離れ対策などなのですが、ある面、過度な飲酒の防止と相反する課題です。一方で酒量を抑制しながら、飲酒の担い手を作っていくという推進策を実施しているわけですが、お酒、特に日本酒や本格焼酎には日本の伝統文化的側面もあり、これを守っていく必要もあるわけで、お酒の課題はこのように複雑に絡み合っています。

2 当局や業界の取組み

課題解決のための具体的取組みは、未成年者飲酒防止としては、強調月間を設け、キャンペーン活動を行ったり、スーパーやコンビニエンスストアなど小売店舗の陳列棚などへの表示義務を課したり、レジでの年齢確認を義務化したりしています。お酒の安売り防止には、酒類の公正な取引のための「指針」や「基準」を定め、公表し、お酒の製造業者、販売業者に対して、順守状況を調査したりしています。最後に需要振興策としては、人口減少の状況にある我が国にあっては、海外に需要を求めていく輸出振興などを行っています。

ところで、私は、平成5年でしたか、酒税の仕事に初めて携わった時期ですが、日本酒の製造業者の方とお話する機会があり、「ぶどうを原料として醸造したワインが世界中で飲まれています。お米を原料とした醸造酒である日本酒が世界の人に好まれないわけがない！輸出はしないのですか？」と尋ねたことがあります。30年も前から、輸出振興が課題であったように記憶しています。お酒の課題への取組みは、

長年、あまり変わっていないのではないのでしょうか。どのような業界にも、その時々々の課題があり、その時々によって課題への取組みも、その解決方法も変化していると思うのですが……。

3 未成年者が飲酒してしま うわけ

ここで改めて、「未成年者飲酒防止」という課題を考えてみたいと思います。

さて、私の子供のころの話ですが、当時は、飲酒が子供の成長に大きな影響を及ぼすことが強く言われていなかった時代であり、今は亡き叔父が家に来た時、夕食時によくビールを飲まされたものです。これをきっかけにとっても苦かったビールがまあまあ飲めるようになりました。なお、自宅に常備していたビールは、当時、特にラガービールとも呼ばれてなかったと思います。が、ことさら苦いビールでした。それから、まだ少年時代ですが、家族旅行に行った際には、自宅のビールとは違うメーカーのビールと出会い、その飲みやすさに感動を覚え、以後よく隠れてビールを飲んでい

ました。

さて、近頃の未成年者の飲酒はどのような状況で行われることが多いのでしょうか。友達同士でちよつとしたパーティーをする、バーベキューをするなど、成人不在の場合、大人から隠れて「お酒」を飲むうーと確信犯的に飲むのでしょうか。お酒を買いに行ったとき、陳列棚に「これはお酒です！未成年者の飲酒は法律で禁じられています。」と表示されているのを見て、買うことをためらうのでしょうか？お酒を買おうとお店に来ているので、表示を見ためらうということは、中々考えにくいと思われます。では、お店で、どのようなお酒を選ぶのでしょうか？少年時代の私のような未成年者は、そんなにはいません。やはりジュースのような甘いお酒を選ぶのでしょうか。甘いお酒にはどのようなものがあるのでしょうか？カクテル、缶チューハイ、果実のお酒：色とりどりの缶入りで、時に可愛く、時にトロピカルな容器のお酒がたくさんあります。これらは、どの製品も大体同じで、容器はカラフルですが、中身は透明か、薄い色つき、総じて泡の出る甘いアルコール飲料です。酒税法上はリキュールと呼

ばれるものが大半です。作り方は原料用アルコールに果汁や糖分、香料、色素などを混ぜて缶詰、瓶詰にするもので、それぞれの原料の割合を調整することです。いくらでも甘くすることが出来ます。お酒というのは、元々、糖分を有する果実や穀物に微生物が作用して、発酵し、醸造され、また、蒸留して製造されるものです。いわば、甘いものをアルコールに代えていく作業が微生物によって行われるので、出来上がったお酒は本来決して甘いものではありません。発酵食品である日本酒やビール、ワインなどのお酒に対して、「泡の出る色とりどりの甘いアルコール飲料」は、私には工業製品としか思えないのですが、おそらく、このような商品が市場に登場しなければ、未成年者の飲酒は業界の課題になってはいなかったのではないのでしょうか？子供は、成長していく過程で、だんだん甘くないものも飲めるようになっていき、大人になるころにはブラックコーヒーもストレートティーも飲めるようになってくると同様にお酒も飲めるようになるのでしょうか。それなのに、わざわざ子供でも飲めるような甘いお酒を作っているわけです。

4 「泡の出る色とりどりの甘いアルコール飲料」の罪

では、だれがどういう理由で甘いお酒を造っているのでしょうか？ お店の陳列棚を見るとよくわかり

ますが、ほとんどの商品は誰もが知っている大手企業の製品です。では、なぜそのようなものを作っているのでしょうか？ 売れるからというのは当然なのですが、このような商品は、既にある原料品の種類や分量、割合を変化させることにより、商品アイテムを増加させることができるので、コストを下げて売上を伸ばすことができる格好の商材なのではないでしょうか。社会的には問題があると思われる商品ですが、企業利益を生む商品なのです。大手企業は大きくなりすぎた一方で、人口減少社会の中、飲酒人口も減っているため、企業の維持継続のためなら、未成年者にまで酒の消費を広げてもらう……というのはいき過ぎですが、利益を優先するあまり、社会性を考慮しなかったのかもしれない。「酒」という特殊な商材を扱う大企業ならば社会的、文化的側面を考慮した生産活動を行ってほしいと思いますし、「ビール」と

いう従来からの醸造酒を主力商品としている大企業なわけですから、甘いお酒で食事が摂れる現代の若者に対する「食育」を担うという意味でも社会貢献できるのではないのでしょうか？

さて、手軽に安く、甘いお酒があるから、未成年者飲酒という問題が発生するといった観点から課題解決に向けて取り組むと話は簡単です。販売店に負担を強いて陳列棚に表示をしなくても、どこから見てもおじさんに対し、レジ係が「20歳以上ですか？」と聞かなくても、甘いお酒がなければ、ほとんどの未成年者は飲酒しないでしょう。ところが、現状は、企業利益や自由な企業活動の観点からはなかなか甘いお酒を規制するのは難しく、大企業の良心に任せるしかないのかもしれない。また、当局としても「泡の出る色とりどりの甘いアルコール飲料」が未成年者飲酒の一因になっていることは十分承知しています。一方で税収の大きな稼ぎ手であるため、規制しにくいわけであります。法律的にはリキュールの要件のうち、エキス分（現在は、2%以上と規定されている。）に上限を設けて、甘みをうんと抑えたものとすれ

ば規制できそうではありません。

加えて、当局の行政効率という点でも、「未成年者飲酒防止」という課題解決のための具体的取組みの効果、結果はどうなのか、とも思うのですが……やはり各大手企業、当局ともに缶入り、瓶入りの「泡の出る色とりどりの甘いアルコール飲料」の規制に踏み込む気は無いに違いありません。

5 まとめ

最後に、お酒の文化的側面から、酒類間シェアという見方をすると、ここ数年、数十年でしょうか、「泡の出る色とりどりの甘いアルコール飲料」が大部分を構成するリキュールが本来の醸造酒や蒸留酒である日本酒やビール、焼酎などのシェアを奪い、一人勝ちの状態です。令和元年度には、ビール単体（発泡酒や第三のビールを除いて）の出荷数量を上回ってしまいました。なお、山梨県が全国3位である果実酒（ワイン）は、ここ10年くらいは増減を繰り返している状況です。また、ウイスキーは伸びているのですが、これは、「泡の出る色とりどりの甘いアルコール飲料」と似

た缶入りハイボールの増加によっているようです。ところで、このような甘いお酒にも実は文化的側面があります。オーセンティックバーやショットバーなどのいわゆる「BAR」で提供されるカクテルは、技術や知識を持ったバーテンダーがカウンター越しに向き合い、その場で作ってくれるいわば「作品」とも

いえるもので、お酒の伝統的な文化の一つです。カクテル系のお酒は、このような場所で、洒落た音楽やトークとともに楽しみたいものです。しかしながら、缶入り、瓶入りの「泡の出る色とりどりの甘いアルコール飲料」は今や、低アルコールで飲みやすいお酒として国民の食生活にも広く定着しており、消えてなくなることはないでしょう。私としては、未成年者飲酒防止の観点からはもちろん、お酒の本質、伝統文化的側面からも缶入り、瓶入りの「泡の出る色とりどりの甘いアルコール飲料」がそれこそ水泡に帰し、辛くて、苦くて、深い、本来の醸造酒や蒸留酒を嗜むことができず、大人だけが楽しむお酒の世界の実現を切に願ひ、終わりとします。



会社のための税情報

会社に関わる『様々な情報』をお伝えします。



(協力：甲府税務署)

源泉所得税

国外居住親族について扶養控除等の適用を受けるためには、親族関係書類及び送金関係書類の確認が必要です。

※国外居住親族：非居住者である親族



法人会キャラクター：けんた

社長

今年我が社に入社した劉さん、お父さんが中国に住んでいるって言ってたけど、国外居住親族も扶養控除等の適用を受けられるのかな。

給与担当者

国外居住親族も扶養控除等の適用を受けられますよ。
但し、扶養控除等申告書以外にも提出又は提示してもらわなければならない書類があったと思いますので、国税庁のホームページで調べてみましょう。

社長

なるほど、
①親族関係書類で社員の親族であることを確認
②送金関係書類で社員がその年に、その親族に、生活費や教育費を支払っていることを確認しなければならないのだな。
送金額に条件はあるのかな？

給与担当者

現在は特に送金額の基準は定められていないとのことですが、**送金関係書類**はその親族が社員と生計を一にしていることを明らかにするための書類なので、送金額が少額の場合は送金の目的等を確認しておく必要がありますね。
なお、**令和5年以降**は、30歳以上70歳未満の非居住者について、以下の人以外は扶養控除の対象とならなくなるそうです。
①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
②障害者
③その社員から、その年に生活費又は教育費に充てるための支払を**38万円以上**受けている者

社長

国外居住親族が30歳以上70歳未満の場合、留学生や障害者でない限り、送金額の条件が加わるのだな。

給与担当者

そうですね。劉さんの場合、中国に住んでいるお父さんについて、**親族関係書類**と**送金関係書類**を提出又は提示してもらわないといけなかったということですね。
そして、お父さんは30歳以上70歳未満で、留学生でも障害者でもないのだから、令和5年以降は送金額が年間38万円以上であるか確認しないといけなくなるということですね。

社長

親族関係書類や**送金関係書類**等について、国税庁のホームページにQ&A等の情報が掲載されているので、確認しておかないといけね。

会社のための税情報

会社に関わる『様々な情報』をお伝えします。



(協力：甲府税務署)

「自主点検チェックシート」について前は、点検項目のうち「I. 社内体制」をご紹介しました。今回は、「II. 貸借関係（資産科目）」です。「II. 貸借関係（資産科目）」の点検項目は、次のように分かれています。



現預金
小切手
受取手形

売掛金
未収金

棚卸資産

貯蔵品

仮払金
前渡金
前払費用
立替金

固定資産

有価証券
出資金
会員権

貸付金

それでは、点検項目の中から、主なものをいくつかピックアップして見ていきたいと思います。

点 検 項 目		ポ イ ン ト
20	決算期末においては、締め後の取引についても、売掛金等を含めていますか。	目的物の引渡しや役務の提供が完了しているものは、収益に計上する必要があります。 決算期末において、これらのものが収益に計上されていないことが税務調査で判明した場合は、収益の計上漏れとして指摘されます。
22	棚卸表の原始記録は廃棄されずに保存されていますか。	実地棚卸をどのように行ったかを明らかにし、適切な在庫管理を行うためにも棚卸表の原始記録の保存は重要です。 税務調査においても実地棚卸の実施状況を確認するために棚卸表の原始記録の提示を求める場合があります。
27	商品券・印紙・切手等は、受払簿等を作成し、その管理が適正に行われていますか。	決算期末時点で購入後、使用せずに残っている商品券・印紙・切手等は、貯蔵品として計上する必要があります。 受払簿等を作成することで、正確な残数量を把握できるとともに、誰が、何時、何の目的で使用したかも明らかにできるので、不正の防止にも役立ちます。
31	固定資産の現物と補助簿（減価償却台帳）は定期的に照合していますか。	固定資産の現物と補助簿を照合することで、その固定資産の所在を明らかにすることができるとともに、減価償却費や除却損益の適切な計上にもつながります。 税務調査においても、実際にその場所に出向いて、補助簿と現物を照合することで適切な会計・税務処理が行われているか確認することがあります。

マンガ
でわかる!

法人会自主点検チェックシート

- 貸借関係(現金・預金)編 -

国税庁後援



お問い合わせ先



甲府法人会

電話番号：055-237-7774

メールアドレス：info@kofu-hojinkai.jp

山梨県からのお知らせ

5月は自動車税（種別割）の納期です

自動車税（種別割）は、毎年4月1日午前0時時点で、運輸支局に登録されている自動車の所有者（割賦販売の場合は使用者）に対して課税される県税です。県から送られる納税通知書により、**5月31日（火）**までに納めてください。

スマートフォンアプリ（PayPay・LINE Pay）でも納付ができます。

● **納期限** 令和4年5月31日（火）

● **納付方法について**

以下の方法で納付できます。詳しくは県ホームページ「[県税の納税方法について](#)」をご覧ください。

- ・スマートフォンアプリ（PayPay LINE Pay）
- ・コンビニエンスストア（セブンイレブン、ファミリーマート、ローソンなど）
- ・クレジットカード、Pay-easy（インターネットバンキング）
- ・金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、郵便局など）
- ・山梨県の機関（総合県税事務所、各地域県民センター）



自動車税（種別割）のグリーン化特例について

令和3年度に新車新規登録した環境負荷が小さい一定の自動車は、令和4年度の自動車税（種別割）が軽減されます（軽課）。逆に、新車新規登録から一定年数を経過した自動車（電気自動車等一部の自動車を除く。）は、税率を重くする特例措置が行われます（重課）。

● 軽課の対象となる自動車

[新車新規登録年度が令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）]

対 象 ・ 要 件			特例措置の内容
電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド自動車 天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NO×10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合）			概ね75%軽減
営業用の乗用車 （ガソリン車・LPG車）	排出ガス性能	燃費性能	—
	平成17年排出ガス基準75%低減 又は 平成30年排出ガス基準50%低減	令和2年度燃費基準達成かつ 令和12年度燃費基準90%達成 令和2年度燃費基準達成かつ 令和12年度燃費基準70%達成	概ね75%軽減 概ね50%軽減
営業用の乗用車 （クリーンディーゼル車）	平成21年排出ガス規制適合 又は 平成30年排出ガス規制適合	令和2年度燃費基準達成かつ 令和12年度燃費基準90%達成 令和2年度燃費基準達成かつ 令和12年度燃費基準70%達成	概ね75%軽減 概ね50%軽減

● 重課の対象となる自動車

対 象 車 種	上乗せ率
平成21年3月31日以前に新車新規登録したガソリン車・LPG車	概ね15%
平成23年3月31日以前に新車新規登録したディーゼル車	
上記のうち、バス（一般乗合用を除く。）及びトラック（被けん引車を除く。）	概ね10%

※電気・天然ガス・メタノール・ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス及び被けん引車は対象外

● **お問い合わせ先**

山梨県自動車税センター … TEL：055-262-4662（代）

新入会員紹介 (令和4年1月～4月)

(順不同・敬称略)

リユーズ株式会社

代 表 者：大坂 俊彦
業 種：電気通信工事
住 所：北杜市武川町三吹 2417
TEL 0551-30-9054 FAX 0551-30-9064

株式会社エコジャパン

代 表 者：原 陽平
業 種：ビルメンテナンス
住 所：甲府市中央 2-8-6
TEL 055-233-3355 FAX 055-233-3357
U R L : <http://www.eco-jpn.biz/>

東和エレベーター株式会社

代 表 者：佐野 良
業 種：機械器具製造設置及び保守点検
住 所：北杜市須玉町穴平 1585
TEL 0551-42-2358 FAX 0551-42-2270

合同会社杜設計

代 表 者：藤森 正秀
業 種：設計・監理
住 所：甲府市上町 1046-1
TEL 055-243-6151

明立工業株式会社

代 表 者：相澤 美耶
業 種：建設業
住 所：北杜市高根町清里 1870
TEL 0551-48-2259 FAX 0551-23-0615

社会保険労務士法人ブレインパートナーズ

代 表 者：仲村 清俊
業 種：社会保険労務士
住 所：甲斐市西八幡 2300-2
TEL 055-288-1928 FAX 055-288-1929

株式会社まるだい

代 表 者：大沼 武光
業 種：建設業
住 所：中央市浅利 2944
TEL 055-269-2171 FAX 055-269-3336

会報等でのご紹介に
ついて、同意いただいた
新入会員を掲載します。



研修会等予定

●決算法人説明会・インボイス制度説明会

5月27日 午後1時30分～4時

山梨県地場産業センター

【内容】法人税についての注意点

消費税についての注意点

源泉所得税についての注意点

インボイス制度の概要・登録申請手
続きについて

●源泉部会講習会

(第1回)

甲府会場 6月22日 アピオ甲府

韮崎会場 6月23日 東京エレクトロン
文化ホール

【内容】

初級講座 源泉所得税の概要

給与・賞与の税額計算

所得税関係の改正について

非居住者又は外国法人等に支
払う所得の源泉徴収事務

海外派遣社員給与の取扱い等

上級講座

(第2回)

甲府会場 8月24日 東京エレクトロン

【内容】

初級講座 特殊な給与・現物給与の取り扱い

誤りやすい事例

所得税関係の電子化及び年末調整

ソフトについて

※第1回および第2回の開催時間

初級講座 午前10時15分～正午

上級講座 午後1時30分～3時15分

※第1回 7月14日 午後1時30分～4時30分

甲府会場 甲府法人会館

●山梨県法人会連合会の主催するセミナー

●スキルアップセミナー(女性社員向け)

(主な対象：新人・若手社員)※接遇向上研修

●接遇マナーの必要性と基本

●コロナ時代の接遇を考える

●ホスピタリティの重要性

●第一印象の重要性と「マスク笑顔」

※新型コロナウイルス拡大防止対策のため、右記の
日程等は変更の可能性があります。

全国健康保険協会

山梨支部からのお知らせ

令和4年度の健康保険料率及び介護保険
料率をお知らせいたします。

山梨支部 健康保険料率

令和4年3月分 (4月納付分)以降	令和4年2月分 (3月納付分)まで
9.66%	9.79%
報奨金原資拠出分 0.007%を含む	報奨金原資拠出分 0.007%を含む

介護保険料率(全国一律)

令和4年3月分 (4月納付分)以降	令和4年2月分 (3月納付分)まで
1.64%	1.80%

令和4年度の山梨支部の健康保険料率は、
9.66%となり、5年連続の引き下げです。
「インセンティブ制度」の総合評価順位が全
国47支部中11位(これまでの最高順位となっ
たことから、報奨金を受けられ、料率にし
て約0.02%の引き下げが含まれていま
す。

健康保険料率の上昇を抑え、インセンテ
ィブ評価を上位で維持するためには、加入者
及び事業主の皆様が、①健診による病気の
早期発見・早期治療、②健康増進に向けた
生活習慣の見直し、③医療給付費の上昇を
抑えるジェネリック医薬品の使用、に積極
的に取り組んでいただくことが重要です。引
き続きご理解ご協力をお願いいたします。

発行所

印刷所

公益社団法人 甲府法人会
広報委員長 奥水 順彦
甲府市中央4丁目12番21号
TEL 055-1237-1777
株式会社 峽南堂印刷所
令和4年4月26日

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、万一の場合はもちろん、働けなくなった場合のリスクに備えるための各種制度商品をご用意しています。

さらに、2019年7月から総合型 V Lタイプ α を新発売いたしましたので「保険金額」「保険期間」に加えて「保険料・解約払戻金のバランス」をオーダーメイドで設定いただけるようになりました。



〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型 V Lタイプ α ：大同生命の無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）とAIG損保のベーシック傷害保険

Tタイプ：大同生命の無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）

Jタイプ：大同生命の無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）

Mタイプ：大同生命の無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は2020年2月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

大同生命保険株式会社

多摩支社 甲府営業部/山梨県甲府市相生1-2-31（大同生命甲府ビル4F）
TEL 055-232-6411

AIG損害保険株式会社

山梨支店/山梨県甲府市中央2-9-21（ファース甲府ビル4F）
TEL 055-228-6311

F-2019-1021（2020年2月26日）
20-073001